

神奈川大学百年史編纂委員会規程

(設置)

第1条 学校法人神奈川大学に神奈川大学の創立以来の歴史を記録する神奈川大学百年史を編纂するため、神奈川大学百年史編纂委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 大学資料編纂室担当理事
- (2) 理事のうちから、理事長の指名する者 若干名
- (3) 各学部から選出された者 各1名
- (4) 学長が指名する者 若干名
- (5) 大学資料編纂室長
- (6) その他理事長が必要と認めた者 若干名

2 委員長は、大学資料編纂室担当理事をもって充てる。

3 委員の任期は、職務上の委員を除き、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 百年史の編纂方針に関すること。
- (2) 百年史の刊行に関すること。
- (3) その他百年史編纂に関すること。

(委員会の運営)

第4条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、委員長が決する。

4 委員会は、必要に応じ、委員以外の者を出席させることができる。

(専門委員会の設置及び構成)

第5条 委員会に、専門委員会を置く。

2 専門委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 第2条第1項第1号及び第3号の委員並びに第5号の委員。

(2) その他百年史の編纂及び刊行のために委員長が必要と認めた者若干名

3 専門委員会委員長は、委員長をもって充てる。

(専門委員会の任務)

第6条 専門委員会は、百年史に関わる刊行物について次に掲げる事項の実施に当たる。

(1) 編纂に関する必要な所属学部の調査及び研究

(2) 原稿の執筆

(3) その他編纂及び刊行に関する専門的な事項

(事務の所管)

第7条 委員会及び専門委員会の事務は、大学資料編纂室が担当する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会の議を経て理事会が行う。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。